

表示関連予算補助制度(平成28年度予算案)

H28. 3. 11時点

	住 宅	非 住 宅 建 築 物
表示に対する補助制度	【既存建築物省エネ化推進事業】 既存 ○300㎡以上の既存住宅における省エネ性能の診断・表示等にかかる費用の一部 等 【補助率】1／3 (特に波及効果の高いものについては定額) 【省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備】 新築 改修 ○BELS申請手数料を減免するBELS評価機関に対する評価支援事業補助 等	【既存建築物省エネ化推進事業】 既存 ○300㎡以上の既存建築物における省エネ性能の診断・表示等にかかる費用の一部 等 【補助率】1／3 (特に波及効果の高いものについては定額) ※改修(省エネ効果15%以上)を行う場合は、300㎡未満も表示補助対象(補助率1／3) 【省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備】 新築 改修 ○BELS申請手数料を減免するBELS評価機関に対する評価支援事業補助 等
表示が補助要件等となる事業	【サステナブル建築物等先導事業】(国交省) 新築 改修 ○先導的な技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用等 【補助率】1／2(補助限度額は条件による) →CASBEE、BELS等による表示を要件とする。 【地域型住宅グリーン化事業(ゼロエネ)】(国交省) 新築 改修 ○中小工務店においてゼロ・エネルギー住宅等とすることによる掛かり増し費用相当額等【補助率】1／2(補助限度額は条件による) →BELS等による認定を取得し表示することを要件とする。 【賃貸住宅における省CO2促進モデル事業】(環境省、国交省) 新築 改修 ○低炭素素型賃貸住宅を新築又は改修し、広く一般に環境性能を表示し周知を図る事業に対し、低炭素化に寄与する設備等の導入費用の一部 【補助率】1／2(補助限度額60万円／戸)、1／3(補助限度額30万円／戸) →住戸ごとにBELSの認定を取得し表示することを要件とする。 【住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業】(経産省) 新築 改修 ○ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)登録事業者が建築するZEHに対し、その建築費用の一部 【補助率】定額(125万円/件) →BELSの取得を審査時の加点要素とすることを検討	【サステナブル建築物等先導事業】(国交省) 新築 改修 ○先導的な技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用等 【補助率】1／2(補助限度額は条件による) →CASBEE、BELS等による表示を要件とする。 【地域型住宅グリーン化事業(優良建築物)】(国交省) 新築 ○中小工務店において認定低炭素建築物等とすることによる掛かり増し費用相当額等【補助率】1／2(補助限度額は条件による) →低炭素認定、BELS又はCASBEEのいずれかの認定又は評価等を要件とする。 【既存建築物省エネ化推進事業】(国交省) 改修 ○既存建築物について躯体改修を伴い省エネ効果15%以上が見込まれるとともに、改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たす省エネ改修の費用 等【補助率】1／3(補助限度額5000万円／件 等) →BELS等による評価結果の表示を要件とする。 【住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業】(経産省) 新築 改修 ○ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の建築実証に対し、高効率設備等の導入費用の一部【補助率】2／3(補助限度額:10億円/年度) →(ZEB－READY以上の)BELS取得・表示を要件とする。 【業務用ビル等における省CO2促進事業】(環境省、経産省) 新築 改修 ○中小規模業務用ビル等に対しZEBの実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用 【補助率】2／3(補助限度額:3億円/年度) →(ZEB－READY以上の)BELS取得・表示を要件とする。

建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示をすることを要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

【事業の要件】

- A 以下の要件を満たす、建築物の改修工事
- ① 躯体（壁・天井等）の省エネ改修を伴うものであること
 - ② 改修前と比較して15%以上の省エネ効果が見込まれること
 - ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
 - ④ 省エネ性能を表示すること
- B 300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示**

【補助対象費用】

- 1) 省エネ改修工事に要する費用
- 2) エネルギー計測等に要する費用
- 3) バリアフリー改修工事に要する費用（省エネ改修工事と併せてバリアフリー改修工事を行う場合に限る）
- 4) 省エネ性能の表示に要する費用

【補助率・上限】

- ・補助率：1/3
- 定額（Bの事業で特に波及効果の高いもの）**

・上限

- ＜建築物＞
- 5,000万円／件（設備部分は2,500万円）
- ※ バリアフリー改修を行う場合にあっては、バリアフリー改修を行う費用として2,500万円を加算（ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする。）

＜支援対象のイメージ＞

- 躯体の省エネ改修
 - ・ 天井、外壁等（断熱）
 - ・ 開口部（複層ガラス、二重サッシ等） 等
- 高効率設備への改修
 - ・ 空調、換気、給湯、照明 等
- バリアフリー改修
 - ・ 廊下等の拡幅、手すりの設置、段差の解消 等
- 省エネ性能の表示



*「住宅・建築物省エネ改修等推進事業」(～平成26年度)における住宅の省エネ改修等への補助は廃止する。

省エネ性能の診断・表示に対する支援(既存建築物省エネ化推進事業)<H28新規>

平成28年度当初予算から、改修を伴わない場合における既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

【事業の要件】 **300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示**

※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、
設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。

※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。
(基準適合認定表示、BELS等)

【補助率】 **1/3(特に波及効果の高いものは定額)**

■補助対象となる費用

- ①設計一次エネルギー消費量、BEI等の**計算に要する費用**
- ②基準適合認定表示、BELS等の**第三者認証取得に必要な申請手数料**
- ③表示のプレート代など

<波及効果の高いものとして想定される取組みの例>

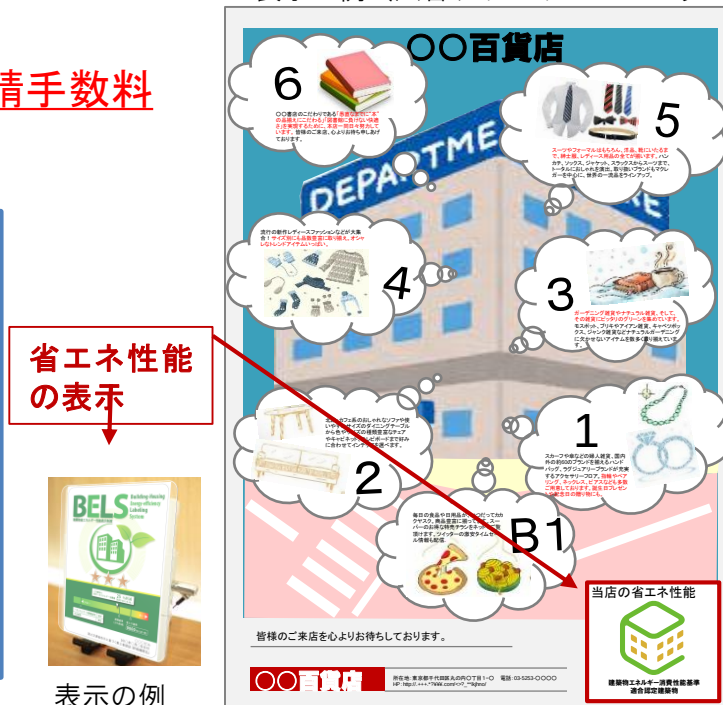
下記のような取組みを一体的に行う場合

- ・企業の環境行動計画への位置付け
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取り組みと連携して表示を活用
(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等)

等

※取り組みの波及効果については、専門家等の判断による。

■表示の例(広告チラシやフロアマップ)



表示の例
(エントランス)

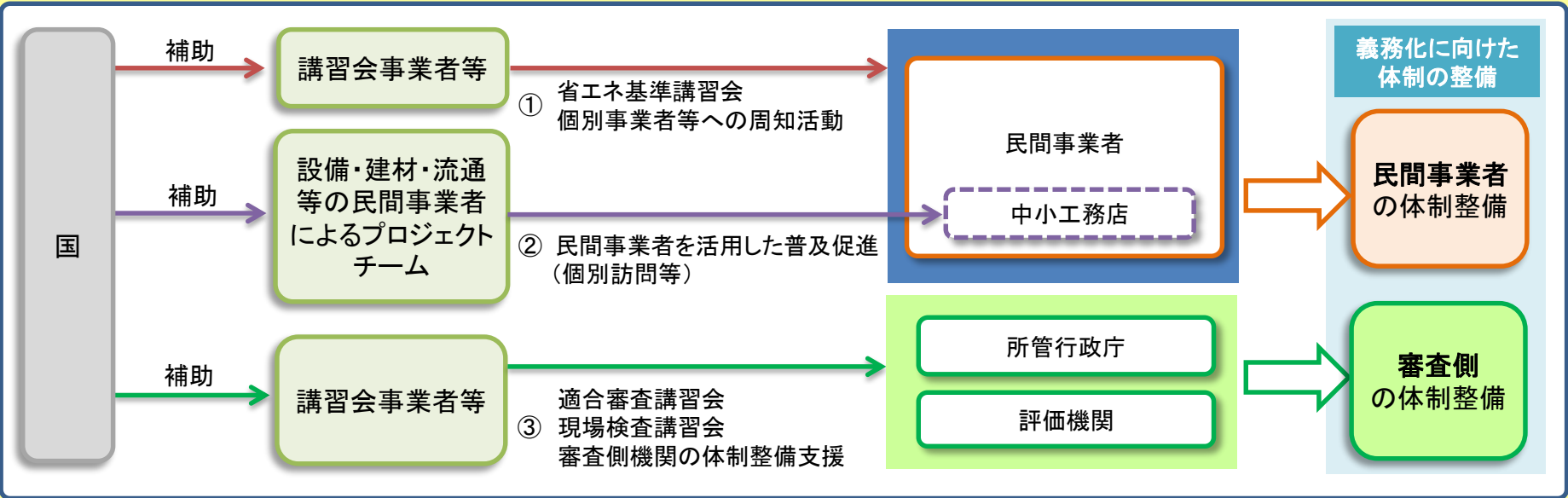
現状・課題

- 平成26年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する。」とされているところ。
- このため、省エネルギー基準への適合の義務化が段階的に施行された際に、供給側及び審査側が滞りなく対応できる環境整備を図る必要がある。

事業概要

- 住宅・建築物への省エネ基準の義務付けに向けて
- ①省エネ基準に関する講習会、個別事業者等への周知活動
 - ②設備・建材・流通等に携わる民間事業者のネットワークを活用した普及促進
 - ③省エネに関する審査体制の整備 等
- に対し、支援することで、供給側及び審査側に対し、徹底的な周知を行う。

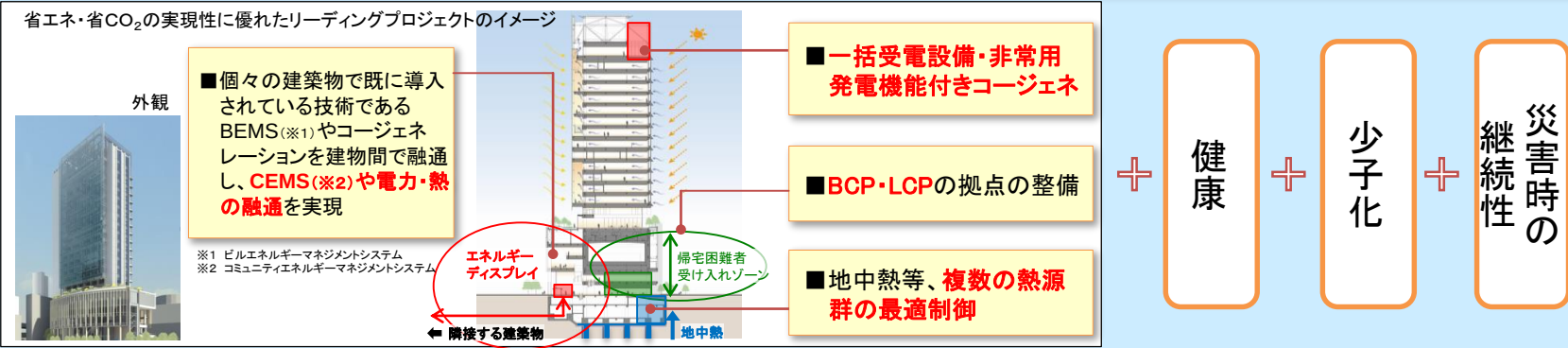
【補助率】定額



省エネ・省CO₂や木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術等による低炭素化、健康、災害時の継続性、少子化対策等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

リーディングプロジェクトの実施

① 省エネ・省CO₂ 省CO₂技術の効率的な利用により、省CO₂性能を向上する



② 建築物の木造・木質化

再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する建築物の整備によって低炭素社会の実現に貢献



- 構造・防火面の先導的な設計・施工技術の導入
- 建築生産システムの先導性
- 法令上特段の措置を要する規模
- 多数の利用者又は設計・施工技術の公開等

③ 地域の気候風土に応じた環境負荷の低い住宅

伝統的な住文化を継承しつつも、環境負荷の低減を図るモデル的取組

- 伝統的な木造建築技術の応用
- 省エネや長寿命化の工夫
- 現行基準では評価が難しい環境負荷低減対策等
- 設計・施工技術の公開等

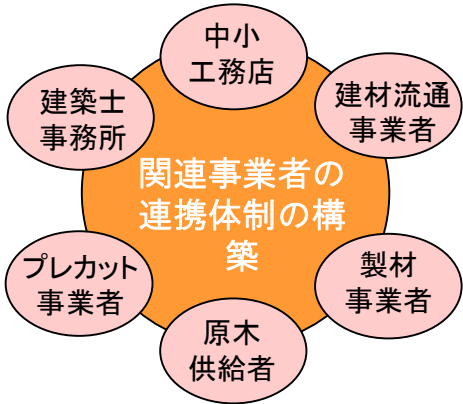
<補助率> 1/2

<限度額> 省CO₂・省エネ化は、新築の建築物及び共同住宅のプロジェクトについて、総事業費の5%又は10億円のうち少ない金額を上限度額とする。(上記に関わらず木造化に関する事業は補助対象となる部分の建設工事費全体の15%以内、内外装の木質化は補助対象となる部分の建設工事費全体の3.75%以内、気候風土適応は10%以内かつ100万円/戸とする。)

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや意識啓発に寄与

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援する。

グループの構築

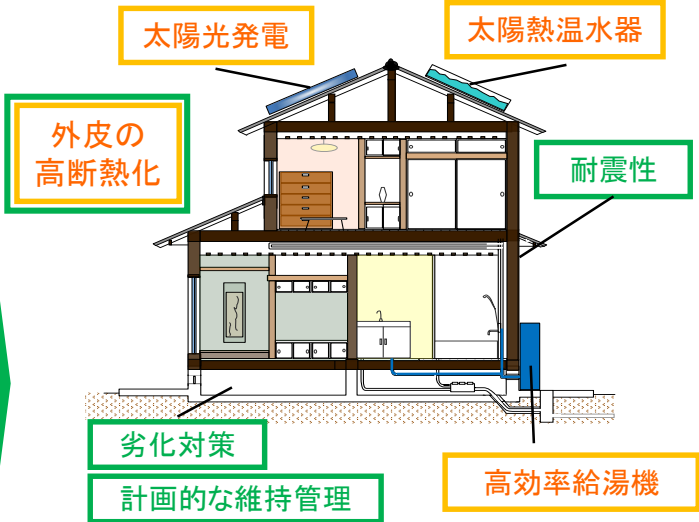


共通ルールの設定

- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

・補助対象(住宅)のイメージ



長寿命型

補助限度額
100万円/戸

長期優良住宅

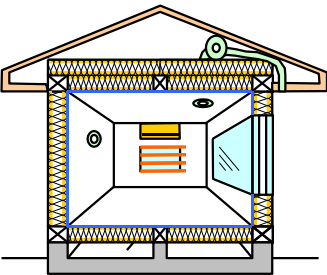
高度省エネ型

認定低炭素住宅 100万円/戸
性能向上計画認定住宅 100万円/戸
ゼロ・エネルギー住宅 165万円/戸

※ 「建築物省エネ法」に基づいて省エネ性能が通常より高いと認定された住宅

地域材加算・・・主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助を加算
三世帯同居加算・・・キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助を加算

・補助対象(建築物)のイメージ



外皮の高断熱化

1次エネルギー消費量が基準と比べ少ない

その他一定の措置(選択)

- ・BEMSの導入
- ・節水対策
- ・ヒートアイランド対策 等

優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物 1万円/平米(床面積)

※右の赤字下線部は制度拡充の箇所
(なお、三世帯同居加算はH27年度補正から)



賃貸住宅における省CO2促進モデル事業(国土交通省連携事業)

平成28年度予算(案)額
2,000百万円(新規)

背景・目的

- 2030年の削減目標達成のためには、家庭部門からCO2排出量を約4割削減しなければならない。
- 個々の住宅の低炭素化の技術は確立し、大手住宅メーカーによる販売住宅ではゼロエネルギーハウスの展開も進んでいる。
- 一方で、新規着工件数の約4割を占める賃貸住宅では、低炭素価値が評価されておらず、賃料アップや入居者獲得につながらないため、省CO2型の住宅の供給、市場展開が遅れている。
- そこで、市場への省CO2性能に優れた賃貸住宅の供給促進と、市場において低炭素価値が評価されるための普及啓発を一体的に行い、賃貸市場を低炭素化する必要がある。

事業スキーム

補助対象 : 非営利法人 補助割合 : 定額
間接補助対象 : 賃貸住宅を建築・管理する者
補助率 : ①1/2(上限額: 60万円/戸)
②1/3(上限額: 30万円/戸)
事業実施期間 : H28~H30

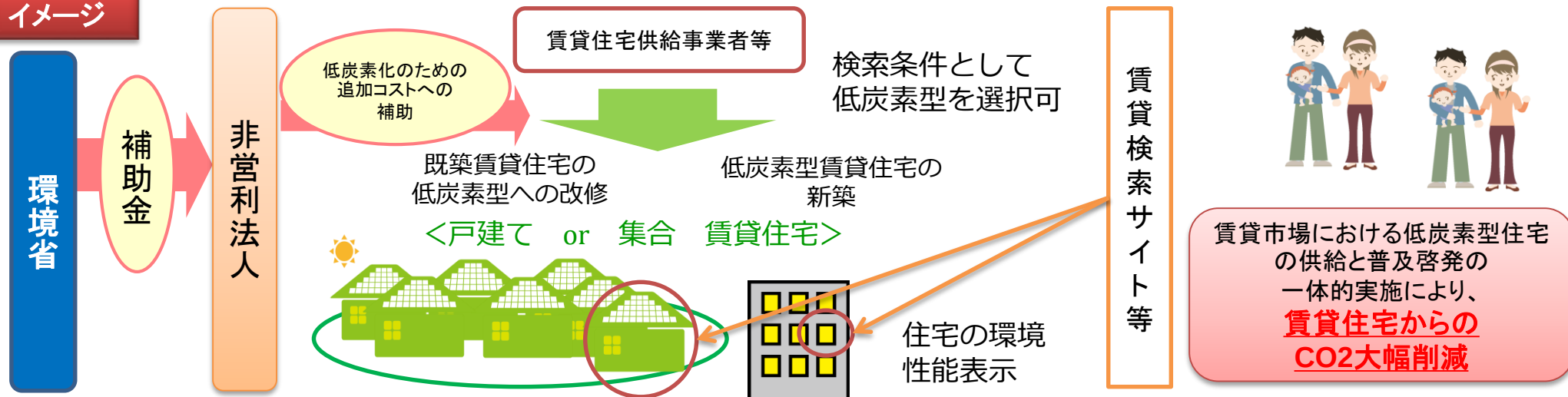
事業概要

- 賃貸住宅について、一定の断熱性能を満たし、かつ住宅の省エネ基準よりも①20%以上(再エネ自家消費算入可)若しくは②10%以上(再エネ自家消費算入不可)CO2排出量が少ない賃貸住宅を新築、又は同基準を達成するように既築住宅を改修する場合に、追加的に必要となる給湯、空調、照明設備等の高効率化のために要する費用の一部を補助する。
- 本事業を活用して新築・改修された賃貸住宅については、住宅の環境性能の表示や、インターネット等を活用した効果の普及やPRを行うこととする。
- さらに、本事業と並行して、賃貸住宅の紹介・あっせんを行っている事業者と連携し、賃貸住宅の検索時に、低炭素型であることをメルクマールとした検索を可能とすることで、市場全体の低炭素化を官民連携で行う。

期待される効果

- 家庭部門のCO2削減目標達成のため、賃貸住宅市場において省エネ基準よりも10%以上の省エネを達成
- 省エネ性能表示や「環境性能」の検索条件の整備と普及啓発を一体的に行い、低炭素型賃貸住宅を選好する機運を高め、自発的な賃貸住宅市場展開を図る。
- 賃貸住宅市場の低炭素化の端緒を開き、家庭部門のCO2を大幅削減する。

イメージ



平成28年度 賃貸住宅における省CO2促進モデル事業(環境省・国土交通省連携事業)

目的

賃貸住宅市場への低炭素性能に優れた賃貸住宅の供給促進と、市場において低炭素価値が評価されるための普及啓発を一体的に行い、低炭素型賃貸住宅を選好する機運を高め、市場全体の低炭素化を進め、家庭部門の二酸化炭素の排出量を抑制します。

事業概要

補助対象事業

低炭素型な賃貸住宅を新築又は改修し、当該賃貸住宅について広く一般に環境性能を表示し周知を図る事業に対し、低炭素化に寄与する給湯、空調、照明設備等の導入費用の一部を補助します。

補助対象者

賃貸住宅を新築又は改修する者(賃貸住宅の所有者)等

補助対象経費

暖冷房設備、給湯設備、照明設備、換気設備、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、コージェネレーションシステム、エネルギー計測装置、蓄電池、開口部、左記設備等の導入に不可欠な工事に要する経費

※補助申請者に所有権のあるもの。

※JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。

※固定価格買取制度による売電を行うための設備は対象外

※蓄電池については太陽光発電システム等と一体的に用いられる機器であること。

※共用部を除く。

補助金の交付額と補助要件

●補助対象となる賃貸住宅

不特定多数の者を対象に賃貸する住宅であること。

※別荘、セカンドハウス、職員住宅、寮、公営住宅は対象外。

●環境性能要件

補助率等	新築	改修
補助率:1/2 上限:60万円/戸	建築物エネルギー消費性能基準に適合し、かつ、BEIが0.8以下	BEIが0.9以下
補助率:1/3 上限:30万円/戸	建築物エネルギー消費性能基準に適合し、かつ、BEIが0.9以下 ※再エネ自家消費算入不可	BEIが1.0以下 ※再エネ自家消費算入不可

※改修は、改修前に比べ低炭素化が図られるものであること

※BEI:設計一次エネルギー消費量(家電調理等を除く)/基準一次エネルギー消費量(家電調理等を除く)

●表示要件

エネルギー消費性能等を表示し一般に周知を図ること。

・住戸ごとにBELSの認定を取得し環境性能を表示

・環境性能を、賃貸住宅管理事業者等を介し、広く借主に対してチラシやインターネットなどのチャンネルを利用して効果的にPRを行うこと。

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課
製造産業局 住宅産業窯業建材課
03-3501-9726（省エネルギー対策課）

平成28年度当初予算額 **110.0億円（7.6億円）**

事業の内容

事業目的・概要

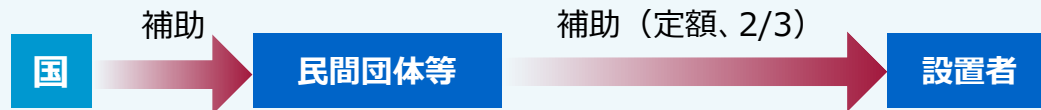
- 【ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）支援事業】
2020年までに新築住宅の過半数をZ E H（※）とすることを旨とし、Z E Hの価格低減及びZ E Hの普及加速化のため、高性能建材や高性能設備機器、蓄電池等の組合せによるZ E Hの導入を支援します。
- 【ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）実証事業】
2020年までにZ E B（※）を実現することを旨とし、そのガイドラインを作成するため、トップレベルの省エネルギーを実現する先進的な取り組みに対し、その構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入を支援します。

※ Z E H／Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス／ビル）
：年間の1次エネルギー消費量がネットでゼロとなる住宅／建築物

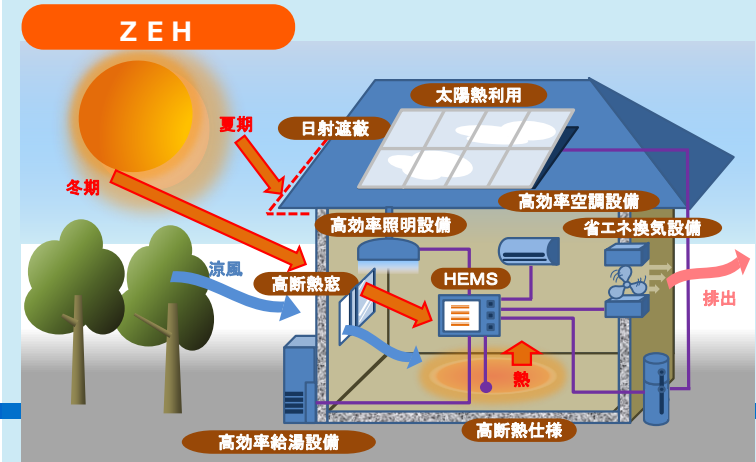
成果目標

- 住宅や建築物におけるエネルギーコスト削減に向け、省エネルギー性能の高い住宅や建築物の普及を促進することで2020年までに新築住宅の過半数のZ E H実現と建築物におけるZ E B実現を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



Z E B実現に向けた先進的省エネルギー建築物



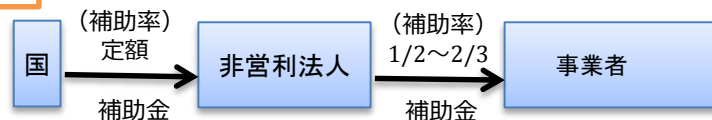


背景

2030年のCO2削減目標達成のためには業務その他部門において3~4割のCO2削減が必要。この目標達成のためには、業務用ビル等の大幅な低炭素化が必要である。

このため、低炭素化が進みにくい既存テナントビルの省CO2化を促進していくとともに、先進的な業務用ビル等(ZEB(ビル内のエネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル))の実現と普及拡大を目指す。

事業概要



(1)テナントビルの省CO2促進事業(国土交通省連携事業)

テナントが入居するビルはオーナーに光熱費削減のメリットが感じられにくいいため低炭素化が進みにくい状況にある。

環境負荷を低減する取組についてオーナーとテナントの協働を契約や覚書等で取決めを結び(グリーンリース契約等)省CO2を図る事業を支援する。

(2)ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携事業)

中小規模業務用ビル等に対しZEBの実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援する。

事業スキーム

(1)テナントビルの省CO2促進事業

- ・補助対象者 建築物所有者
- ・補助対象経費 グリーンリース契約等を締結するために必要な調査費用
当該契約等により行う省CO2改修費用(設備費等)

- ・補助率 1/2以内

(2)ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

- ・補助対象者 建築物(所有者)等
- ・補助対象経費 ZEB実現に寄与する空調、換気、照明、給湯、BEMS装置等の導入に要する費用

- ・補助率 2/3以内

- ・補助要件 エネルギー削減率が50%以上(再生可能エネルギーを利用した発電を考慮しない)

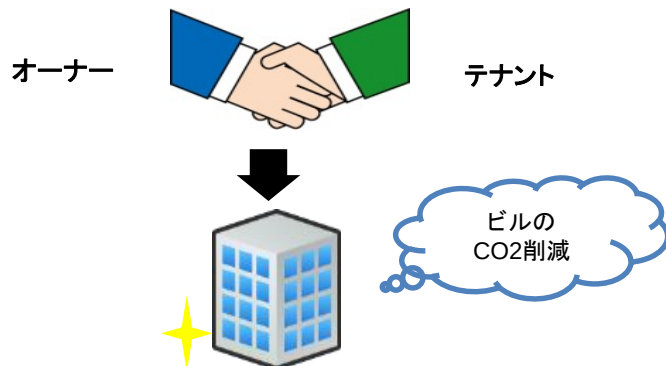
事業実施期間: (1)(2)とも平成28年度~平成30年度

期待される効果

- 既存のテナントビルの低炭素化の障壁を解消するグリーンリース契約等を用いた取組を事業期間内に250件以上実施し当該取組を一般化させ、大幅なCO2排出量の抑制を図る。
- 省エネルギー性能の高い建築物の普及を促進し、2030年までに新築建築物の平均でZEB実現を目指す。
- グリーンリースの活用、ZEBの実現・普及により、業務用ビル等の低炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標(40%)達成のために、低炭素な業務用ビル等の普及を図る。

(1)テナントビルの省CO2促進事業

オーナーとテナントが協働で低炭素化を促進



(2)ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

最新の環境技術を導入しZEBの実現と普及拡大を目指す

(環境省実証事業例)

